

**鳥取県告示第 536 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり箕蚊屋土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 19 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事 勝 部 宏 二 西伯郡伯耆町遠藤44

平成19年 5 月 31 日退任